

医療にかかるときの医療費の相場

60代、70代ともなると、多かれ少なかれ体調面での心配事が出てくるものです。これから増えるかもしれない医療費にどう備えたらよいか、公的健康保険から受けられる給付と併せて、自分で加入している生命保険、医療保険の内容を整理しておきましょう。

データでみる医療費の相場

厚生労働省が発表した令和3年度の国民医療費の概況では、65歳以上の人にかかる費用の割合が、全体の約60%を占めています。これを人口1人当たりの医療費と比較すると、65歳未満は約20万円なのに対して、65歳以上は約75万円となり、4倍近い医療費がかかっていることがわかります。

高齢になるほど医療費が増える大きな理由が、入院の増加です。平均在院日数は、全体では32.3日ですが、65歳以上でみると40.3日になります。

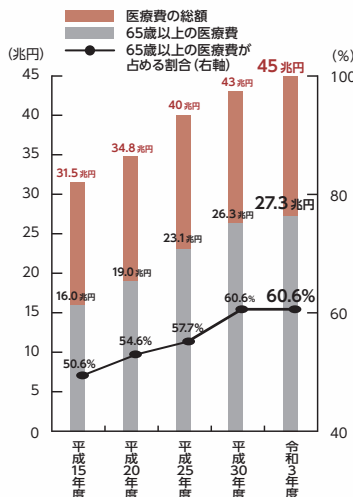
病気別にみると、65歳以上の場合、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想

性障害」の精神系の疾患が11477日と最も長く、次いで「血管性及び詳細不明の認知症」が3137日、「アルツハイマー病」が2746日となっています（厚生労働省「患者調査」令和2年より）。

こうしたデータをみると、その金額の大きさに、これからかかる医療費について、不安を感じる人がいるかもしれません。しかし、私たちが加入している公的健康保険には手厚い給付があり、自己負担の金額が抑えられるしくみがあることを知っておきましょう。

まず医療機関や薬局で窓口負担する割合ですが、70歳未満の場合原則3割負担が、70歳以降74歳までは、原則2割負担になります。

国民医療費および構成割合の推移（保険給付前）



人口1人当たりの国民医療費（令和3年度）

年齢区分	医療費 (約)	うち入院費 (約)
65歳未満	20万円	-
65歳以上	75万円	-
60～64歳	40万円	14万円
65～69歳	50万円	18万円
70～74歳	63万円	24万円
75～79歳	78万円	32万円
80～84歳	92万円	41万円
85～89歳	103万円	54万円

出所：令和3年度「国民医療費の概況」（厚生労働省）より再構成

■ 高額療養費の自己負担額上限（1カ月）

70歳未満

年収の目安

現役並み	約1,160万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% ^{※2}
	約770万～1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% ^{※2}
	約370万～770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ^{※2}
一般	約156万～370万円	57,600円 ^{※2}
低所得者（住民税非課税世帯）		35,400円 ^{※2}

70歳以上

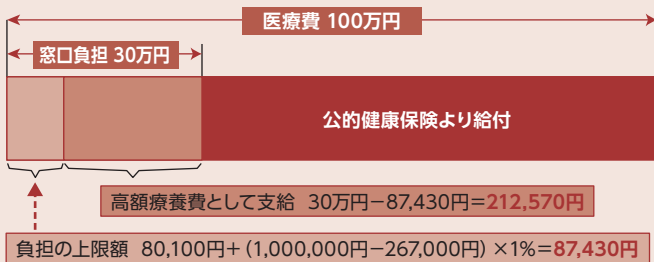
年収の目安

		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯）
現役並み ^{※1}	約370万～770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% ^{※2}	
一般	約156万～370万円	18,000円 (年間上限14万4,000円) ^{※2}	57,600円 ^{※2}
低所得者（住民税非課税世帯）		8,000円	24,600円
	年金収入80万円以下など		15,000円

※1 年収により他区分あり。

※2 過去1年間に3回以降上限額に達した場合、4回目以降の自己負担額をさらに軽減する措置あり。

〈例〉70歳未満で年収約370万～770万円の人
100万円の医療費で、窓口の負担（3割）が30万円かかる場合



212,570円が高額療養費として支払われ、
実際の自己負担額は87,430円で済む。

健康保険の制度により
自己負担は軽減される

75歳になると、それまでの健康保険の種類にかかわらず、すべての人が後期高齢者医療制度に加入します。これによって、窓口での自己負担率は1割で済みます。ただし、所得によっては2～3割の負担となります。

加えて年代を問わず、窓口負担する

医療費にも1カ月の限度額があり、それを超える場合は超えた分が健康保険から支払われます。このしくみを「高額療養費制度」といいます。この制度があれば、左の計算例にもあるように、70歳未満の人が大きな手術を受けて100万円の医療費がかかったとしても、多くの場合は1カ月の負担額は9万円以内に収まります。

超過分は、窓口でいったん立て替え、

後ほど健康保険に申請することで戻ってきますが、マイナ保険証を窓口で提出するか、加入する健康保険から事前に限度額適用認定証を受け取っておけば、はじめから窓口での支払いを上限額までとすることができます。

高額療養費制度による1カ月の自己負担の限度額は、上図のように収入によって、段階的に分かれます。

70歳以上になると、限度額は変わりますが、こちらも収入によって分かれます。区分は、窓口負担が原則3割となる「現役並み所得者」、住民税非課税の「低所得者」、その間の「一般」となっています。

70歳以上の場合は、外来だけの窓口負担にも1万8000円の上限（一般の場合）が設けられていて、入院していなくても医療費負担が抑えられるよう、配慮されています。

高額療養費制度には、一定のルールのもと、家族の医療費が合算できる制度があります。これによって、1人ずつで見ると上限までは使わなかった月も、家族の医療費を合計して上限を超えると還付が受けられます。

家族で合算する際、70歳未満は自己

負担2万1000円以上のものなどの条件がありますが、70歳以上は自己負担額をすべて合算でき、70歳未満に比べ負担が減ります。

また、直近1年で3回以上、上限額に達した場合は、4回目以降の上限額が引き下げられます。

ほかにも、介護の費用がかかった場合に、医療費と合算して年間の上限額を超える、超過分が払い戻される制度もあります。

ある程度の医療費に備えておく

このように、もしものときの医療費は、様々な角度から自己負担が抑えられるよう考えられています。特に高齢期については手厚くなっているため、高額療養費制度があれば、今後の医療費について、極端に心配することはないのでのかもしれない。

ただし、気を付けなければならないのは、制度の対象となるのはあくまでも健康保険が適用される費用に限られることです。健康保険が使えない治療を受けた場合の医療費や、入院時の差

ダウンロード

記入してみましょう。

■ 加入中の生命保険、医療保険は？

被保険者	受取人	保険会社	商品名	保険料	保険期間	保障内容
<記入例> 健一	洋子	△△生命	×××××	払込終了	終身	死亡保険金200万円 入院5,000円/日 がん診断給付金100万円あり

被保険者	受取人	保険会社	商品名	保険料	保険期間	保障内容

額ベッド代、食事代の自己負担部分などは全額自分で支払わなければなりません。

窓口で直接支払う費用ではなくても、家族が入院すれば看病に通うための交通費が発生するなど、普段とは違う支出も膨らみがちになります。

そう考えると、入院のリスクが高まる今後は、医療費に関して、ある程度の支出はあるものと思っておいたほうがよいでしょう。

老後の保険の 注意点

健康保険が適用されない費用については、個人的に加入している生命保険などでカバーできると、家計の助けになります。そこで、自分が加入している医療保険や生命保険をチェックしておきましょう。

民間の生命保険や医療保険に加入中の人なら注意しておきたいのが、保険料の引き落としです。保険料の支払いが一生続く終身払いの場合、うっかりして口座の残高が足りないことに気が付かなくて、保険料の支払いが滞

れば、最悪の場合、保険が切れてしまう可能性があります。

また保険は、何かあったとき、自動的に支払われるわけではありません。生命保険、医療保険、ともに保険会社に請求して初めて支払われるものから、高齢になって契約があることを忘れてしまっていては、保険金や給付金を受け取れないかもしれません。

60歳からの保険

子どもたちが独立して、肩の荷が下りたという家庭には、通常、残される家族のため的高額な死亡保障は不要です。一方で、老後にかかるであろう医療費に対しては、医療保険やがん保険が役に立つかもしれません。

本文でも紹介したように、老後の医療費は、公的健康保険からの給付に支えられてはいるものの、入院が長引けば、差額ベッド代などの費用が数十万円になる可能性があります。また、がんなど治療方法が確立されていない病気は、日々新しい薬や技術が開発されていますが、この中には公的健康保険がまだ使えず、全額自己負担になるものもあります。ただし、これから加入するとなると保険料も割高になるため、もしもの病気やけがでまとも

こうしたトラブルを避けるためには家族や、成年後見人(38ページ参照)となる人に、加入している保険の内容をしっかりと伝えておかなければなりません。右ページのような一覧表を作っておけば、自分はもちろんのこと、ほかの人が見てもわかりやすく、いざというときに役立ちます。

た出費があっても、貯蓄で賄える人なら、医療保険、がん保険は、必ずしも必要とはいえません。そのほかに相続を視野に入れた生命保険の活用法もあります。2人の子どものどちらかに家を遺したい場合、ほかに分ける財産がないと、相続できようだいがもめてしまうこともあります。こうしたケースでは、保険金でもう1人に遺すお金を準備するのも一つの方法です。

わが家の場合は
 どういう保険が必要なのか、自分のスタンスを決めておくといでしょう。

